

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月16日

杉並区長 田 中 良

杉並区条例第7号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「6,400円」を「1万6,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に杉並区学校教育職員の給与に関する条例第20条第3項に規定する業務に従事したことにより、支給することとなった教員特殊業務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(特殊勤務手当)	(特殊勤務手当)
第20条 略	第20条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき <u>1万6,000円</u> を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。	4 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき <u>6,400円</u> を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。
5及び6 略	5及び6 略